



『Buck Moon』



満月には観測する月ごとに名称があるのをご存知でしょうか。7月に見られる満月は「バックムーン」と呼ばれます。これはネイティブアメリカンが農作業の目安として付けていた名称で、7月は牡鹿の角が生え変わる時期であることから「Buck Moon(牡鹿月)」と名付けられました。バックムーンを見ると健康運や仕事運がアップするといわれているそうです。今年のバックムーンは7月24日(土)となりますので、夜空を眺めてみるのはいかがでしょうか。

さて、「めがね税理士通信」2021年7月号をお届け致します。税金や経営、相続などのお役立ち情報とともに、事務所の近況もお伝えします。内容についてご質問などがございましたら、お気軽にご連絡ください。

めがね税理士の厳選税務

今月はここを
チェック！！

材料の有償支給と無償支給による下請業者の取り扱い

下請業者が元請業者からの依頼で組立加工を行う際に、元請業者から材料の支給を受ける場合があります。今回はこの材料の支給が有償の場合と、無償の場合の**下請業者側での消費税**の取り扱いについて解説します。

原則的な取り扱い

元請業者との**契約内容**に従って取り扱いを判断します。

- 製造販売契約により原材料等の**有償支給**を受けている場合、**支給された材料は課税仕入れ**とし、**材料費と加工賃を合算した金額を課税売上げ**とします。
- 賃加工契約により原材料等の**無償支給**を受けている場合、支給された材料は、あくまでも元請業者の在庫が下請業者のもとに預けられているだけと捉えるため、課税仕入れとしては計上せず、**加工賃のみを課税売上**とします。



例外的な取り扱い

ただし、契約上は有償支給とされていても、以下のような場合には、有償支給はあくまでも形式的なものといえるため、消費税の計算上は**無償支給の場合の取り扱い**が適用されます。

- ✓ 元請業者が下請業者での材料受入量や消費量、未使用在庫等を管理している場合
- ✓ 元請業者に未使用在庫についての引取り責任があり、材料の受払いや残高の管理を行っている場合

簡易課税方式との関係

- 原材料等の**有償支給**を受けた場合：材料費と加工賃の合計金額が売上となるので、**第3種事業(製造業)**に該当します。
- 原材料等の**無償支給**を受けた場合：加工賃の金額のみが売上となるので、**第4種事業**に該当します。

※税務調査においては、実態についての事実認定が重要なポイントとなります。特に簡易課税制度を選択し、第3種事業の売上として申告している場合には、材料等の有償支給の取引に関して形式的なものと認定されないよう留意する必要があります。

開業10周年を迎えました。

むかいアドバイザーグループの向智大です。おかげさまで当グループは2021年6月8日で開業10周年を迎えることができました。誠にありがとうございます。

開業当初は私と向貴子の2名のみでのスタートでしたので、期待よりも不安の方が大きかった記憶がありますが、30名のスタッフとともに10周年を迎えられたことは大変感慨深く、嬉しい気持ちで一杯です。これもお客様や取引先様とのたくさんの素晴らしい出会いを頂けた結果です。改めて心よりお礼申し上げます。

もちろん我々にとって10周年も通過点です。今後も皆様ときちんと向き合いながら、真摯に業務を行っていきます。「つねにむかいに」これからもむかいアドバイザーグループをどうぞよろしくお願ひ致します！



<10周年記念撮影>

徳川家康という人は、ずいぶんえらい人であった。人によっては好ききらいもあるかもしれないが、とにかく天下を安定させ、三百年の治世の基礎をきざした。しかし、家康がえらいからといって、そのままこれをまねようとするのは、これはいささか見当ちがいである。ものをおぼえることは、まねることから始まる。こどもの歩みを見てもよくわかる。しかしウリのつるにナスはならない。柿の種をまけば柿がなり、梅の木には梅の花が咲く。人もまたみなちがう。人それぞれの特質があるのである。大事なことは、自分のその特質をはっきり自覚認識していることである。その自主性がほしい。まねることは、その上に立つてのことであろう。(引用「道をひらく」松下幸之助 PHP研究所)



たかこサンの相続相談室



『家族信託と遺言の違い』

Aさん：私の父は今年80歳になりますが、父が認知症になったときの備えとして家族信託という制度があることを知りました。家族信託は父の財産管理のための制度という認識でいますが、調べていくと、家族信託には遺言機能もあるということを知りました。これはどのようなものでしょうか？

たかこサン：ご認識のとおり、家族信託の主な機能は、認知症等に備えた財産管理機能です。一方で、家族信託には遺言機能もあります。これは、家族信託を行う場合の親子間での契約書の中で、財産管理に関する内容以外にも、親が亡くなった場合（家族信託が終了した場合）に、信託してあった財産を誰に相続してもらうかを決めておくことを指します。

Aさん：なるほど。そうなるとうちがなってくるのが、本当の「遺言」との違いです。「遺言」と「家族信託の遺言機能」はどのように異なるのでしょうか？

たかこサン：「遺言」と「家族信託の遺言機能」は、以下のような点が異なります。

1. 作成方法・変更方法

作成、変更ともに、遺言書は遺言者一人で作成や変更ができますが、家族信託では親子間などの二人で作成や変更をする必要があります。親が一人で変更することはできません。

2. 財産を相続できる人

遺言書では遺言者の次の世代までしか指定することはできません。例えば、「自分が亡くなったら長男に相続してもらい、長男もその後亡くなったら、長男の長男（遺言者の孫）に相続させたい」のように、二代先まで指定することはできません。一方、家族信託では、これが可能になります。一定の制限はありますが、二代先や三代先まで、相続する人を決めておくことができます。

3. 対象となる財産の範囲

遺言は、遺言者のすべての財産に関して記載することができます。

一方、家族信託では、あくまで、信託してある財産のみが対象となりますので、信託していない財産は記載することができません。



税務セカンドオピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。

さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただきます。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！

ご相談事例

- ① 相続や事業承継の対策を打ちたい
- ② 経営改善について客観的なアドバイスを受けたい
- ③ 株式や不動産の移動などの資本政策について相談したい
- ④ 税理士が高齢又は担当が税理士ではなく相談しにくい



発行元



つねに むかに

むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人 / むかい司法書士事務所 / むかい行政書士法人
むかいアドバイザリー株式会社 / 石川金沢相続サポートセンター

【代表者】税理士・行政書士 向 智大 / 税理士・司法書士・行政書士 向 貴子
【所在地】〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号

【TEL】076-254-0301 (受付時間: 平日 9:00~18:00)

【FAX】076-254-0302 【Email】info@mukai-group.com

【HP】

- むかいアドバイザリーグループ → <http://www.mukai-group.com>
- 石川金沢相続サポートセンター → <http://www.auberge-sanglier.com>
- 石川金沢家族信託サポートセンター → <https://kanazawa-kazokushintaku.com>